

薬剤認定・工法登録 規程集

平成 30 年 2 月



公益社団法人 日本しろあり対策協会
The Japan Termite Control Association

薬剤認定・工法登録 規程集

目次

【規程編】	
シロアリ防除薬剤認定業務取扱規程	2
シロアリ防除薬剤等の認定に関する申し合わせ事項	7
乾材シロアリ用駆除薬剤登録業務取扱規程	8
乾材シロアリ用駆除薬剤の登録に関する申し合わせ事項	12
化学的防蟻材料及びその施工方法登録業務取扱規程	13
物理的防蟻材料及びその施工方法登録業務取扱規程	16
ベイト工法登録業務取扱規程	19
各規程手数料別表	21
様式集	22
【試験方法・性能基準編】	
乾材シロアリ駆除処理用木材防蟻剤の室内防蟻効力試験方法 および性能基準	49
物理的防蟻材料及びその施工方法の評価基準	51
物理的防蟻材料及びその施工方法の防蟻試験方法	52
ベイト工法評価基準	55

※土壌処理剤および予防駆除剤の試験方法及び性能基準は、公益財団法人日本住宅・木材技術センターの木材保存剤等審査規程に準じる。

シロアリ防除薬剤認定業務取扱規程

(目的)

第1条 この規程は、建築物の耐久性向上を図るため、シロアリおよび腐朽の防除に使用する薬剤（以下「防除薬剤」という。）の認定を行うことを目的とする。

(防除薬剤の種別)

第2条 防除薬剤の種別は、予防駆除剤、予防剤、駆除剤及び土壌処理剤とする。

- 2 前項の予防駆除剤及び予防剤には防蟻剤及び防腐剤が、駆除剤及び土壌処理剤には防蟻剤がそれぞれ含まれていなければならない。

(認定の対象としない薬剤)

第3条 次に定めるものに該当する薬剤は、認定を行わないものとする。

- 一 国が製造又は輸入を禁止している化合物
- 二 他の用途において、国又は権威のある研究機関が使用禁止又は使用禁止を勧告している化合物のうち、防除施工においても使用が不適当と認められる化合物
- 三 国内外において、一般的な使用が好ましくないと資料を示して報告されている化合物のうち、防除施工においても不適当と認められる化合物
- 2 毒物及び劇物取締法に定める毒物及び劇物は、認定を行わないものとする。ただし、劇物であっても使用時の濃度で普通物となるものについては除くものとする。

(申請手続)

第4条 防除薬剤の認定を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、防除薬剤認定申請書（様式1）に別表に定める申請料を添えて提出するほか、必要に応じて当該薬剤を提出しなければならない。

- 2 第1項の申請書に添付を必要とする書類は、次に定めるところによる。
 - 一 薬剤の成分表並びに成分または製剤等の物理的・化学的特性等に関する書類
 - 二 規制法規上の位置付け、登録等
 - 三 安全性に関する説明書
 - 四 使用方法に関する説明書
 - 五 性能試験成績書（公益財団法人日本住宅・木材技術センター（以下「住・木センター」という。）が指定する試験機関によって実施されたもの）
 - 六 環境汚染防止等の規制に関する説明書
 - 七 廃棄物の処理方法に関する説明書
 - 八 資料使用承諾書（申請者以外が所有するデータ等を利用して申請する場合）
 - 九 申請者に関する説明書（会社概要、品質管理体制等）
 - 十 その他必要とする書類

(性能及び安全性の審査)

第5条 本会会長は、前条により申請された製品の性能及び安全性についての審査を住・木センターに申請する。住・木センターへの申請は、木材保存剤等審査事務局を通じて行う。

(認定審査)

第6条 前条による審査の結果を受理したとき、薬剤等認定委員会はシロアリ防除現場において施

工した際の効力や安全性等を総合的に審査し、その結果を理事会に報告する。

- 2 理事会の承認を得たものについては、認定の手続きを行うものとする。
- 3 認定にあたり条件を付すときは、次条に定める防除薬剤認定書にその旨を付記するものとする。

(認定の通知)

第7条 認定が決定したものについては、申請者に認定された旨の通知を行うものとする。

- 2 認定の通知を受けた申請者は、次条に定める認定料を納入しなければならない。
- 3 認定料の納入があったときは、防除薬剤認定登録簿に登載するとともに、防除薬剤認定書(様式2)を申請者に交付する。
- 4 前項による防除薬剤認定書を汚損し又は失ったときは、ただちに防除薬剤認定書再交付申請書(様式6)に別表に定める再交付手数料を添えて本会会長に提出しなければならない。

(認定料)

第8条 第6条により認定を承認された申請者は、別表に定める認定料を納入しなければならない。

(登録有効期間及び更新の手続)

第9条 登録有効期間は、防除薬剤認定書発行の日から3年経過後の次の日までとする。登録は更新することができる。

- 一 1月1日から6月30日の間に発行のものは6月30日
 - 二 7月1日から12月31日の間に発行のものは12月31日
- 2 登録の更新をしようとする者は、防除薬剤登録更新申請書(様式3)に別表に定める登録更新手数料を添えて提出しなければならない。
 - 3 登録有効期間の満了となる日の3カ月以前に更新の手続きを行わない場合は、その効力を失うものとする。
 - 4 第2項の申請書に添付を必要とする書類は、次に定めるところによる。
 - 一 最新の成分表
 - 二 規制法規上の位置づけ・登録等
 - 三 使用方法
 - 四 販売実績
 - 五 事故の有無

(認定内容の変更)

第10条 認定防除薬剤の製品名、成分内容等、認定内容を変更する事情が生じた場合の変更申請の取扱いについては、木材保存剂等審査事務局の「変更申請書受付要領」に準じるものとする。

- 2 前項の申請にあたっては、防除薬剤登録変更申請書(様式4)に別表に定める変更手数料を添えて提出しなければならない。

(届出を要する事項)

第10条の2 第7条第3項の規定に基づき防除薬剤認定書の交付を受けた者(以下「認定済者」という。)が、次の各号の一に該当した場合には当該各号に定めるところにより、すみやかに届け出るものとする。

- 一 認定済者の名称を変更した場合（次号及び第3号の場合を除く。）
変更前及び変更後の名称を明らかにした書類に、登記簿等の写しを添付して行う。
- 二 企業の合併により認定済者の名称に変更があった場合
合併により存続する企業の代表者が、その事実を明らかにした書類に登記簿等の写しを添付して行う。
- 三 事業の譲渡により認定済者の名称に変更があった場合
事業の譲渡を受けた企業の代表者が、その事実を明らかにした書類に登記簿等の写しを添付して行う。

（認定証明書の発行）

第11条 認定防除薬剤について、認定証明書の発行を求めようとする場合は、防除薬剤認定証明申請書（様式5）に別表に定める認定証明書発行手数料を添えて提出しなければならない。

（認定防除薬剤の表示）

第12条 認定防除薬剤を譲渡する場合には、容器に認定番号、種別、有効成分、使用方法などを表示するほか、公害防止のための取扱注意事項を明記しなければならない。

2 毒物及び劇物取締法などの適用を受ける成分を含有する認定防除薬剤にあつては、法令の定める表示をしなければならない。

3 前各項の表示については、あらかじめ本会にその写を提出するものとする。

（報告）

第13条 会長は、必要があると認めたときはこの規程に基づいて認定を行ったものについて、認定種別ごとの生産量及び販売量などの報告を求めることができる。

（認定の取消）

第14条 第6条第3項に定める認定の条件、第12条に定める表示を怠り又は表示等とその内容とが異なっていた場合は認定を取消することができる。

2 認定を行った防除薬剤のうち、使用することが不適當又は好ましくない事情が生じた場合は、取消しをする日の1カ月以前に、本会は認定を受けた者に対し取消しの予告をしなければならない。

3 前項の取消しによる認定料の返還は、登録有効期間について、取消しをした日の属する月の翌月から残余の期間を算定して返還するものとする。

附 則

本規程は昭和41年1月1日から施行する。ただし、本規程施行前に認定された薬剤についての第8条の適用については、昭和42年1月1日まで、その施行を延期する。

附 則

第9条の一部改正（登録有効期間3年の新設）については昭和53年5月9日から施行する。

附 則

第7条の一部改正（予防駆除剤の追加）については昭和53年9月20日から施行する。

附 則

第11条については昭和54年1月1日から施行する。

附 則（昭和 54 年 8 月 24 日理事会承認）

本規程の改正は昭和 54 年 8 月 24 日から施行する。

附 則（昭和 60 年 10 月 4 日理事会承認）

- 1 本規程は、昭和 61 年 1 月 1 日から施行する。
- 2 予防駆除剤、予防剤、駆除剤及び土壌処理剤の認定を受けているものについて、登録有効期間が昭和 61 年 1 月 1 日以降もあるものについては、日本木材保存剤審査機関へ引継ぐものとする。
- 3 昭和 61 年 1 月 1 日施行前に登録更新した防除薬剤については、その登録有効期間を経過したときから改正規程を適用するものとする。

附 則（昭和 63 年 10 月 4 日理事会承認）

しろあり防除薬剤等の認定に関する申合せ事項

附 則（平成 2 年 7 月 12 日理事会承認）

消費税については、平成 3 年 1 月 1 日から施行することとし、改正の都度対応する。

附 則（平成 12 年 4 月 14 日理事会承認）

第 10 条 認定内容の変更による手数料を 10,000 円に改め施行する。

附 則（平成 12 年 7 月 14 日理事会承認）

- 1 第 3 条四及び自主規制化合物として別表に定めるものを削除する。
- 2 附則（昭和 55 年 9 月 13 日理事会承認）
昭和 55 年 9 月 13 日から施行した規程は、これを削除する。
- 3 附則（昭和 60 年 10 月 4 日理事会承認）
昭和 60 年 1 月 1 日から施行した規程のうち、（協会の指定機関）4 を削除する。

附 則（平成 21 年 9 月 18 日第 5 回理事会承認）

本規程の一部改正は、平成 21 年 9 月 18 日から施行する。

附 則（平成 23 年 6 月 15 日理事会決議）

第 5 条の表記および第 10 条の一部改正は、平成 23 年 6 月 15 日から施行する。

附 則（平成 23 年 12 月 7 日第 6 回理事会決議）

この規程の一部改正は、平成 24 年 1 月 1 日から施行する。

- 1 第 4 条、第 8 条、第 9 条、第 10 条の非会員価格を定める。
- 2 第 11 条（認定証明書発行手数料）を 10,000 円に改める。
- 3 第 15 条（入会）を削除する。

附 則（平成 24 年 9 月 19 日第 3 回理事会決議）

この規程の一部改正は、平成 24 年 9 月 19 日から施行する。

- 1 第 4 条（申請手続）第 3 項を追加し、必要書類を規定する。
- 2 第 5 条（性能及び安全性の審査）に、財団法人日本住宅・木材技術センターに性能及び安全性の審査を委託していることを規定する。
- 3 第 6 条（認定審査）に薬剤等認定委員会において行っている審査の内容を明記する。
- 4 第 9 条（登録有効期間及び更新の手続）に第 4 項を追加し、必要書類を規定する。
- 5 第 7 条（認定の通知）防除薬剤認定書の様式 2 を様式 2-1 および様式 2-2 に改める。
- 6 第 10 条及び第 10 条に付随する様式中の「商品名」を「製品名」に改める。

附 則（平成 25 年 3 月 28 日第 2 回理事会決議）

この規程様式の一部修正は、平成 25 年 3 月 28 日から施行する。

- 1 防除薬剤認定書（様式 2-1 及び様式 2-2）中の「4 主成分及び溶剤の組成」を「4 有効成分（共力剤を含む）の種類及び含有量」及び「5 その他の成分の種類及び含有量」に改める。

附 則（平成 25 年 6 月 27 日第 3 回理事会決議）

この規程の一部改正は、平成 25 年 6 月 27 日から施行する。

- 1 財団法人日本住宅・木材技術センターが平成 25 年 4 月 1 日付で公益財団法人に移行したことに伴い、第 4 条（申請手続）における同財団の表記を改める。
- 2 平成 25 年 3 月 28 日付一部修正に伴い、第 12 条（認定防除薬剤の表示）に規定する容器に明記すべき事項のうち、「主成分の組成」を「有効成分」に改める。

附 則（平成 27 年 3 月 26 日第 3 回理事会決議）

この規程の一部改正は、平成 27 年 3 月 26 日から施行する。

- 1 第 7 条（認定の通知）防除薬剤認定書のうち、様式 2-2 を削除する。

附 則（平成 28 年 2 月 4 日第 1 回理事会決議）

この規程の一部改正は、平成 28 年 2 月 4 日から施行する。

- 1 第 4 条（申請手続）、第 8 条（認定料）、第 9 条（登録有効期間及び更新の手続）、第 10 条（認定内容の変更）、第 11 条（認定証明書の発行）における手数料の表記を別表に改める。
- 2 前項の別表による料金は税別とし、別途消費税を加算する。
- 3 第 9 条（登録有効期間及び更新の手続）に係る更新手数料を、会員 32,000 円（税込）から 30,000 円（税別）、非会員 48,000 円（税込）から 45,000 円（税別）に改める。

附 則（平成 28 年 9 月 29 日第 4 回理事会決議）

この規程の一部改正は、平成 28 年 9 月 29 日から施行する。

- 1 第 7 条（認定の通知）に第 4 項を追加し、紛失した際の再交付について様式及び手数料を規定する。

附 則（平成 30 年 2 月 6 日第 1 回理事会決議）

この規程の一部改正は、平成 30 年 2 月 6 日から施行する。

- 1 第 9 条（登録有効期間及び更新の手続き）第 1 項における有効期間を発行日に準じて 6 月 30 日もしくは 12 月 31 日に改める。
- 2 前項の改正に伴い、第 14 条（認定の取消）第 3 項における認定料の返還対象期間を「認定の日から 3 年間」から「登録有効期間」に改める。

シロアリ防除薬剤の認定に関する申合せ事項

シロアリ防除薬剤としての認定は、シロアリ防除薬剤認定業務取扱規程に基づき行われるが、さらに次の事項について申合せとして運用する。

1. 土壌処理剤には木材の防腐を目的とする薬剤を含有しない。
2. 防除施工業者が、自社製品名の防除薬剤を販売するために、自ら製造することなしに認定申請を行う場合は、下記の書類を提出しなければならない。
 - (1) 当該製品の流通並びに品質等について社会的責任を負う体制があることを証明する書類
 - (2) 製造委託契約先との間に、供給並びに品質保証責任などの契約がなされていることを証明する書類
3. 同一組成の防除薬剤の製品名は、一製造業者につき一種しか認定しない。ただし、特別の事情がある場合は理由を付して申請することができる。
4. 認定薬剤は、その包装容器に次の内容を記載すること。
 - (1) 協会のマーク
 - (2) 協会が付与する認定番号
 - (3) 「業務用」の表示
 - (4) 製品名
 - (5) 種別
 - (6) 内容量
 - (7) 有効成分（共力剤を含む）の種類及び含有量
 - (8) 使用方法及び注意事項
 - (9) 販売業者の名称
 - (10) 製造工場、製造年月日、又はそれらを表す略号

(昭和 63 年 10 月 4 日第 2 回理事会承認)

(一部改正 平成 25 年 6 月 27 日第 3 回理事会承認)

乾材シロアリ用駆除薬剤登録業務取扱規程

(目的)

第1条 この規程は、建築物におけるアメリカカンザイシロアリ及びダイコクシロアリ（以下「乾材シロアリ」という。）を駆除するために防除施工業者が使用する薬剤（以下「駆除薬剤」という。）の登録を行うことを目的とする。

(登録の対象としない薬剤)

第2条 次に定めるものに該当する薬剤は、登録を行わないものとする。

- 一 国が製造又は輸入を禁止している化合物
 - 二 他の用途において、国または権威ある研究機関が使用禁止または使用禁止を勧告している化合物のうち、防除施工においても不相当と認められる化合物
 - 三 国内外において、一般的な使用が好ましくないと資料を示して報告されている化合物のうち、防除施工においても不相当と認められた化合物
 - 四 厚生労働省が室内濃度指針値を定めた化合物を含む薬剤
- 2 毒物および劇物取締法に定める毒物および劇物は、登録を行わないものとする。ただし、劇物であっても使用濃度で普通物となるものについては除くものとする。

(登録手続)

第3条 駆除薬剤の登録を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、乾材シロアリ用駆除薬剤登録申請書（様式1）に、第4条に定める書類及び別表に定める申請料を添えて提出しなければならない。

(提出書類)

第4条 前条の乾材シロアリ用駆除薬剤登録申請書に添付を必要とする書類は、以下の通りである。

- 一 製品の概要
- 二 成分表、製品の性状、並びに有効成分の識別及び物理的・化学的特性に関する資料
- 三 規制法規上の位置付け・登録等に関する資料
- 四 有効成分及び製剤の安全性に関する資料
- 五 使用方法に関する資料
- 六 別に定める乾材シロアリ駆除処理用木材防蟻剤の室内防蟻効力試験による当該薬剤の試験結果
- 七 環境汚染防止等の規制に関する資料
- 八 廃棄物等の規制に関する資料
- 九 申請製品製造者に関する資料
- 十 シロアリ防除薬剤認定業務取扱規程に基づく認定書の写
- 十一 その他必要とする書類

(登録審査)

第5条 乾材シロアリ用駆除薬剤登録申請書を受理したときは、薬剤等認定委員会において審査を行い、その結果を理事会に報告する。

- 2 理事会の承認を得たものについては、登録の手続きを行うものとする。

- 3 登録にあたり条件を付すときは、乾材シロアリ用駆除薬剤登録証にその旨を付記するものとする。

(登録の通知)

- 第6条 登録が決定したものについては、申請者に登録された旨の通知を行うものとする。
- 2 登録の通知を受けた申請者は、第7条に定める登録料を納入しなければならない。
 - 3 登録料の納入があったときは、乾材シロアリ用駆除薬剤登録簿に登載するとともに、乾材シロアリ用駆除薬剤登録証(様式2)を申請者に交付する。
 - 4 前項による乾材シロアリ用駆除薬剤登録証を汚損し又は失ったときは、ただちに乾材シロアリ用駆除薬剤登録証再交付申請書(様式6)に別表に定める再交付手数料を添えて本会会長に提出しなければならない。

(登録料)

- 第7条 第5条により登録を承認された申請者は、別表に定める登録料を納入しなければならない。

(登録有効期間及び更新の手続き)

- 第8条 登録有効期間は、登録証発行の日から3年経過後の次の日までとする。登録は更新することができる。

- 一 1月1日から6月30日の間に発行のものは6月30日
 - 二 7月1日から12月31日の間に発行のものは12月31日
- 2 登録の更新をしようとするものは、乾材シロアリ用駆除薬剤登録更新申請書(様式3)に別表に定める登録更新手数料を添えて提出しなければならない。
 - 3 登録有効期間の満了となる日の3カ月以前に更新の手続きを行わない場合は、その効力を失うものとする。
 - 4 第2項の申請書に添付を必要とする書類は、次に定めるところによる。
 - 一 最新の成分表
 - 二 規制法規上の位置づけ・登録等
 - 三 使用方法
 - 四 販売実績
 - 五 事故の有無

(登録内容の変更)

- 第9条 当該登録薬剤の製品名、成分内容等、登録内容を変更する事情が生じた場合の変更申請の取扱いについては、シロアリ防除薬剤認定業務取扱規程第10条に準じるものとする。

- 2 前項の申請にあたっては、乾材シロアリ用駆除薬剤登録変更申請書(様式4)に別表に定める変更手数料を添えて提出しなければならない。

(登録証明書の発行)

- 第10条 登録駆除薬剤について、登録証明書の発行を求めようとする場合は、乾材シロアリ用駆除薬剤登録証明申請書(様式5)に別表に定める登録証明書発行手数料を添えて提出しなければならない。

(登録駆除薬剤の表示)

- 第11条 登録駆除薬剤を譲渡する場合には、容器に登録番号、有効成分、使用方法などを表示す

るほか、公害防止のための取扱注意事項を明記しなければならない。

2 毒物及び劇物取締法などの適用を受ける成分を含有する登録駆除薬剤にあつては、法令の定める表示をしなければならない。

3 前項の表示については、あらかじめ本会にその写しを提出するものとする。

(報告)

第12条 会長は、必要があると認めるときはこの規程に基づいて登録を行ったものについて、登録種別ごとの生産量及び販売量などの報告を求めることができる。

(登録の取消)

第13条 第5条第3項に定める登録の条件、第11条に定める表示を怠り又は表示等とその内容が異なっていた場合は登録を取消することができる。

2 登録を行った駆除薬剤のうち、使用することが不適當又は好ましくない事情が生じた場合は、取消しをする日の1カ月以前に、本会は登録を受けた者に対して取消しの予告をしなければならない。

3 前項の取消しによる登録料の返還は、登録有効期間について、取消しをした日の属する月の翌月から残余の期間を算定して返還するものとする。

附 則 (平成20年3月28日第2回理事会決議)

本規程は、平成20年3月28日から施行する。

附 則 (平成23年6月15日理事会承認)

第9条の一部改正は、平成23年6月15日から施行する。

附 則 (平成23年12月7日第6回理事会決議)

この規程の一部改正は、平成24年1月1日から施行する。

1 第3条、第7条、第8条、第9条の非会員価格を定める。

2 第10条(認定証明書発行手数料)を10,000円に改める。

附 則 (平成24年9月19日第3回理事会決議)

この規程の一部改正は、平成24年9月19日から施行する。

1 第2条(登録の対象としない薬剤)第四号を定める。

2 第4条(提出書類)第十号を定める。

附 則 (平成25年3月28日第2回理事会決議)

この規程様式の一部修正は、平成25年3月28日から施行する。

1 乾材シロアリ用駆除薬剤登録証(様式2)中の「4 主成分及び溶剤の組成」を「4 有効成分(共力剤を含む)の種類及び含有量」及び「5 その他の成分の種類及び含有量」に改める。

附 則 (平成25年6月27日第3回理事会決議)

この規程の一部改正は、平成25年6月27日から施行する。

1 平成25年3月28日付一部修正に伴い、第11条(登録駆除薬剤の表示)に規定する容器に明記すべき事項のうち、「主成分の組成」を「有効成分」に改める。

附 則 (平成27年6月25日第3回理事会決議)

この規程の一部改正は、平成 27 年 6 月 25 日から施行する。

- 1 第 8 条（登録有効期間及び更新の手続き）に、第 4 項を追加し、必要書類を規定する。
- 2 前項の改正に伴い、様式 3 に「5 添付資料」として第 8 条第 4 項で規定した必要書類を追加する。

附 則（平成 28 年 2 月 4 日第 1 回理事会決議）

この規程の一部改正は、平成 28 年 2 月 4 日から施行する。

- 1 第 3 条（登録手続）、第 7 条（登録料）、第 8 条（登録有効期間及び更新の手続）、第 9 条（登録内容の変更）、第 10 条（登録証明書の発行）における手数料の表記を別表に改める。
- 2 前項の別表による料金は税別とし、別途消費税を加算する。
- 3 第 8 条（登録有効期間及び更新の手続）に係る更新手数料を、会員 32,000 円（税込）から 30,000 円（税別）、非会員 48,000 円（税込）から 45,000 円（税別）に改める。

附 則（平成 28 年 9 月 29 日第 4 回理事会決議）

この規程の一部改正は、平成 28 年 9 月 29 日から施行する。

- 1 第 6 条（登録の通知）に第 4 項を追加し、紛失した際の再交付について様式及び手数料を規定する。

附 則（平成 30 年 2 月 6 日第 1 回理事会決議）

この規程の一部改正は、平成 30 年 2 月 6 日から施行する。

- 1 第 8 条（登録有効期間及び更新の手続き）第 1 項における有効期間を発行日に準じて 6 月 30 日もしくは 12 月 31 日に改める。
- 2 前項の改正に伴い、第 13 条（認定の取消）第 3 項における認定料の返還対象期間を「認定の日から 3 年間」から「登録有効期間」に改める。

乾材シロアリ用駆除薬剤の登録に関する申合せ事項

乾材シロアリ用駆除薬剤としての登録は、乾材シロアリ用駆除薬剤登録業務取扱規程に基づき行われるが、さらに次の事項について申合せとして運用する。

1. 防除施工業者が、自社製品名の乾材シロアリ用駆除薬剤を販売するために、自ら製造することなしに登録申請を行う場合は、下記の書類を提出しなければならない。
 - (1) 当該製品の流通並びに品質等について社会的責任を負う体制があることを証明する書類
 - (2) 製造委託契約先との間に、供給並びに品質保証責任などの契約がなされていることを証明する書類
2. 同一組成の乾材シロアリ用駆除薬剤の製品名は、一製造業者につき一種しか登録しない。ただし、特別の事情がある場合は理由を付して申請することができる。
3. 登録薬剤は、その包装容器に次の内容を記載し、「乾材シロアリ駆除用」の単記とすること。
 - (1) 協会のマーク
 - (2) 協会で付与する登録番号
 - (3) 業務用の表示
 - (4) 製品名
 - (5) 内容量
 - (6) 有効成分（共力剤を含む）の種類及び含有量
 - (7) 使用方法及び注意事項
 - (8) 販売業者の名称
 - (9) 製造工場、製造年月日、又はそれらを表す略号

(平成20年3月28日第4回理事会承認)

(一部改正 平成25年6月27日第3回理事会承認)

化学的防蟻材料及びその施工方法登録業務取扱規程

(目的)

第1条 この規程は、シロアリの防除施工技術向上に寄与する防蟻又は防蟻・防腐効果を有する材料及びその施工方法について、適正な審査を行い、その性能を評価し登録を受け付ける業務について規定する。

(申請手続き)

第2条 化学的防蟻材料及びその施工方法の登録を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、化学的防蟻材料及びその施工方法登録申請書(様式1)に当該材料、施工仕様書など及び別表に定める申請料を添えて申請しなければならない。

(登録)

第3条 化学的防蟻材料及びその施工方法登録申請書を受理したときは、防除技術委員会(以下「審査委員会」という。)がその審査を行う。

2 審査委員会は薬剤の評価が必要と判断したときは薬剤認定委員会(以下「認定委員会」という。)に付議する。薬剤の評価が終わったとき、認定委員会は評価結果を審査委員会に報告する。

3 認定委員会の評価結果とともに審査を行い審査を終了したとき、審査委員会はその審査経過及び結果を理事会に報告し、承認を受けなければならない。

4 登録について条件を付すときは第6条に定める登録証に付記するものとする。

(審査方法)

第4条 審査委員会は、提出された資料のほか審査に必要な資料を求めるものとし、また試験を行う必要があると認めるときは、試験方法及び性能基準を定め本会が指定する試験機関による試験結果に基づき審査を行うものとする。

2 前項に試験に要する費用は申請者の負担とする。

(登録料)

第5条 第3条により登録を承認された申請者は、別表に定める登録料を納入しなければならない。

(登録証の発行)

第6条 登録を承認され、前条の手続きを終了した申請者には、化学的防蟻材料及びその施工方法登録証(様式2)を発行する。

2 前項による登録証を汚損し又は失ったときは、ただちに再交付申請書(様式4)に別表に定める再交付手数料を添えて本会会長に提出しなければならない。

(登録製品の取扱い)

第7条 登録製品の施工にあたっては、当協会の防除施工標準仕様書並びに安全管理基準を遵守しなければならない。

(登録有効期間)

第8条 化学的防蟻材料及びその施工方法の登録有効期間は登録経過3年後の3月31日までとし、期間満了となる日の3カ月以前に更新しなければならない。更新を行う場合には化学的防蟻材料及びその施工方法登録更新申請書(様式3)に別表に定める登録更新手数料を添えて申請しなければならない。

2 前項の登録更新の手続きを行ったときは、新たな登録証（様式2）を交付する。

（登録番号及び注意事項の表示等）

第9条 化学的防蟻材料及びその施工方法を販売する場合には、その製品及び施工方法仕様書に登録番号を表示するほか、使用上の注意事項を明記しなければならない。

2 前項の登録番号の表示及び使用上の注意事項を明記したものを本会に提出するものとする。

3 第1項における表示等については次の内容を記載すること。

- (1) 協会のマーク
- (2) 協会で付与する登録番号
- (3) 「業務用」の表示
- (4) 製品名
- (5) 種別
- (6) 有効成分の種類
- (7) 使用方法及び注意事項
- (8) 販売業者の名称

（報告）

第10条 会長は必要があると認めるときは、本規程に基づいて登録を行った者に対して登録製品別生産量及び販売量などの報告を求めることができる。

（登録の取消し）

第11条 第3条第4項の登録についての条件、第9条に定める表示等を怠り又は表示等とその内容が異なっていた場合は登録を取消することができる。

2 登録した化学的防蟻材料及びその施工方法のうち、使用することが不適當又は好ましくないと認められる事情が生じた場合は、登録の取消しをする日の1カ月以前に、本会は登録を受けた者に対し取消しの予告をしなければならない。

3 前項の登録取消しによる登録料の返還は、登録の日から3年間について取消しをした日の属する月の翌月から残余の期間を算出して返還するものとする。

附 則

本規程は、昭和44年6月1日から施行する。

附 則（昭和54年8月24日理事会承認）

本規程の改正は、昭和54年8月24日から施行する。

附 則（昭和56年7月16日理事会承認）

本規程第3条及び第4条の一部改正については、昭和56年7月16日から施行する。

附 則（昭和59年8月3日理事会承認）

本規程の改正は、昭和59年12月1日から施行する。

附 則（昭和63年10月4日理事会承認）

本規程第1条に3を追加し、昭和63年10月4日から施行する。

附 則（平成2年7月12日理事会承認）

消費税への対応については、平成3年1月1日からとする。

附 則（平成23年12月7日第6回理事会承認）

この規程の一部改正は、平成24年1月1日から施行する。

- 1 第2条（申請手続き）、第5条（登録料）、第7条（登録有効期間）の非会員手数料を定める。
- 2 第11条（入会）を削除する。
- 3 第1条～第10条において、「認定」を「登録」に改める。

附 則（平成25年4月1日委員会組織及び所管事項改正に伴う修正）

平成25年4月1日以降においては、「薬剤等認定委員会」とあるのは、「防除技術委員会」と読み替えるものとする。

附 則（平成27年9月17日第5回理事会承認）

この規程の一部改正は、平成27年9月17日から施行する。

- 1 第8条（登録有効期間）の登録有効期間を、「3年」から「登録経過3年後の3月31日まで」に改める。

附 則（平成27年12月10日第6回理事会承認）

この規程の一部改正は、平成27年12月10日から施行する。

- 1 この規程の名称を、「防蟻材料及びその施工方法登録業務取扱規程」から「化学的防蟻材料及びその施工方法登録業務取扱規程」に改め、付随する条項を修正する。
- 2 第2条（申請手続き）、第5条（登録料）、第7条（登録有効期間）における手数料の表記を別表に改める。

附 則（平成28年2月4日第1回理事会決議）

この規程の一部改正は、平成28年2月4日から施行する。

- 1 第2条（申請手続き）における手数料を、会員320,000円から300,000円、第5条（登録料）における登録料を会員420,000円から150,000円、非会員600,000円から200,000円、第7条（登録有効期間）における更新手数料を会員110,000円から30,000円、非会員150,000円から45,000円に改める。
- 2 別表による料金は税別とし、別途消費税を加算する。

附 則（平成28年9月29日第4回理事会決議）

この規程の一部改正は、平成28年9月29日から施行する。

- 1 第6条（登録証の発行）に第2項を追加し、紛失した際の再交付について様式及び手数料を規定する。

物理的防蟻材料及びその施工方法登録業務取扱規程

(目 的)

第1条 この規程は、シロアリの侵入を防止する目的で施工業者が施工する物理的防蟻材料及びその施工方法について適正な審査を行い、その性能を評価し登録を受け付ける業務について規定する。

(申請手続き)

第2条 物理的防蟻材料及びその施工方法の登録を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、物理的防蟻材料及びその施工方法の登録申請書(様式1)に、当該材料及びその施工方法の品質及び使用方法などに関する書類を揃え別表に定める申請料を添えて申請しなければならない。

2 申請者は、物理的防蟻材料及びその施工方法評価基準に規定された資料を添付して申請しなければならない。

(申請の受理)

第3条 物理的防蟻材料及びその施工方法の登録申請書を受理したとき、防除技術委員会(以下「審査委員会」という。)がその審査を行う。

(性能評価)

第4条 審査委員会は、物理的防蟻材料及びその施工方法性能評価基準により審査を行う。

2 審査委員会は、提出された資料の他に、評価に必要な資料を求めることができる。

3 登録について条件を付すときは、第7条に定める登録証に付記するものとする。

(登録承認)

第5条 審査を終了したとき、審査委員会はその審査経過及び性能評価結果を理事会に報告し、承認を受けなければならない。

(登録料)

第6条 前条により登録が承認された申請者は、別表に定める登録料を納入しなければならない。

(登録証の発行)

第7条 登録を承認され、前条の手続きを終了した申請者には、物理的防蟻材料及びその施工方法登録証(様式2)を発行する。

2 前項による登録証を汚損し又は失ったときは、ただちに物理的防蟻材料及びその施工方法登録証再交付申請書(様式4)に別表に定める再交付手数料を添えて本会会長に提出しなければならない。

(登録製品の取扱い)

第8条 登録製品の施工にあたっては、当協会の防除施工標準仕様書並びに安全管理基準を遵守しなければならない。

(登録有効期間)

第9条 物理的防蟻材料及びその施工方法の登録有効期間は登録経過3年後の3月31日までとし、期間満了となる日の3カ月以前に更新しなければならない。更新を行う場合には、物理的防蟻材料及びその施工方法登録更新申請書(様式3)に別表に定める登録更新手数料を添えて申請しなければならない。

2 前項の登録更新の手続きを行ったときは新たな登録証（様式2）を交付する。

（登録番号及び注意事項の表示）

第10条 物理的防蟻材料及びその施工方法を販売する場合には、そのカタログ・技術資料等に登録番号を表示するほか、使用上の注意事項を明記しなければならない。

2 前項の登録番号の表示及び使用上の注意事項を明記したものを本会に提出するものとする。

3 第1項における表示等については次の内容を記載すること。

- (1) 協会のマーク
- (2) 協会で付与する登録番号
- (3) 「業務用」の表示
- (4) 製品名
- (5) 種別
- (6) 使用方法及び注意事項
- (7) 販売業者の名称

（報告）

第11条 会長は必要があると認めるときは、本規程に基づいて登録を行った者に対して、登録製品別生産量及び販売量などの報告を求めることができる。

（登録の取消し）

第12条 第4条第3項の登録についての条件及び第10条に定める表示等を怠り、又は表示等とその内容が異なっていた場合は登録を取消することができる。

2 登録した物理的防蟻材料及びその施工方法のうち、使用することが不適當又は好ましくないと認められる事情が生じた場合は、登録の取消しをする日の1カ月以前に、本会は登録を受けた者に対し取消しの予告をしなければならない。

3 前項の登録取消しによる登録料の返還は、登録の日から3年間について取消しをした日の属する月の翌月から残余の期間を算出して返還するものとする。

附 則 （平成11年9月29日第5回理事会承認）

1 本規程は、平成11年9月29日から施行する。

附 則 （平成15年7月10日第4回理事会決議）

1 本規程の一部改正は、平成15年7月10日から施行する。

附 則 （平成23年12月7日第6回理事会決議）

1 本規程の一部改正は、平成24年1月1日から施行する。

附 則 （平成25年4月1日委員会組織及び所管事項改正に伴う修正）

1 平成25年4月1日以降においては、「仕様書委員会」とあるのは、「防除技術委員会」と読み替えるものとする。

附 則 （平成27年9月17日第5回理事会承認）

この規程の一部改正は、平成27年9月17日から施行する。

1 第9条（登録有効期間）の登録有効期間を、「3年」から「登録経過3年後の3月31日まで」に改める。

附 則（平成 27 年 12 月 10 日第 6 回理事会承認）

この規程の一部改正は、平成 27 年 12 月 10 日から施行する。

- 1 この規程の名称を、「物理的防蟻材料（工法）登録業務取扱規程」から「物理的防蟻材料及びその施工方法登録業務取扱規程」に改め、付随する条項を修正する。
- 2 第 2 条（申請手続き）、第 6 条（登録料）、第 9 条（登録有効期間）における手数料の表記を別表に改める。
- 3 第 10 条（登録番号及び注意事項の表示）に第 2 項、第 3 項を追加する。
- 4 第 12 条（登録の取消し）に第 2 項、第 3 項を追加する。

附 則（平成 28 年 2 月 4 日第 1 回理事会決議）

この規程の一部改正は、平成 28 年 2 月 4 日から施行する。

- 1 第 7 条（登録有効期間）における更新手数料の非会員料金を、40,000 円から 45,000 円に改める。
- 2 別表による料金は税別とし、別途消費税を加算する。

附 則（平成 28 年 9 月 29 日第 4 回理事会決議）

この規程の一部改正は、平成 28 年 9 月 29 日から施行する。

- 1 第 7 条（登録証の発行）に第 2 項を追加し、紛失した際の再交付について様式及び手数料を規定する。

ベイト工法登録業務取扱規程

(目的)

第1条 この規程は、建築物等のシロアリ被害を防ぐために施工するベイト工法について適正な審査を行い、その性能を評価し登録を受付ける業務について規定する。

(申請手続き)

第2条 ベイト工法の登録を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、ベイト工法登録申請書（様式1）に当該工法の品質及び使用法などに関する書類を揃え、別表に定める申請料を添えて申請しなければならない。

2 申請者は、登録申請時にはベイト工法評価基準に規定された資料を添付して申請しなければならない。

(申請の受理)

第3条 ベイト工法登録申請書を受理したときは、防除技術委員会（以下「審査委員会」という。）がその審査を行う。

(性能評価)

第4条 審査委員会は、ベイト工法評価基準により審査を行う。

2 審査委員会は、提出された資料の他に、審査に必要な資料を求めることができる。

3 登録について条件を付すときは、第7条又は第9条第2項に定める登録証に付記するものとする。

(登録の承認)

第5条 審査を終了したとき、審査委員会はその審査経過及び性能評価結果を理事会に報告し、承認を受けなければならない。

(登録料)

第6条 前条により登録が承認された申請者は、別表に定める登録料を納入しなければならない。

(登録証の発行)

第7条 登録を承認され、前条の手続きを終了した申請者には、ベイト工法登録証（様式2）を発行する。

2 前項による登録証を汚損し又は失ったときは、ただちにベイト工法登録証再交付申請書（様式4）に別表に定める再交付手数料を添えて本会会長に提出しなければならない。

(登録製品の取扱い)

第8条 登録製品の施工にあたっては当協会の防除施工標準仕様書並びに安全管理基準を遵守しなければならない。

(登録有効期間)

第9条 ベイト工法の登録有効期間は登録経過3年後の3月31日までとし、期間満了となる日の3カ月以前に更新しなければ効力を失う。更新を行う場合には、ベイト工法更新申請書（様式3）に別表に定める登録更新手数料を添えて申請しなければならない。

2 前項の登録更新の手続きを行ったときは新たな登録証（様式2）を交付する。

(登録番号及び注意事項の表示)

第10条 ベイト工法に用いる登録製品を販売等する場合には、そのカタログ・技術資料等に登録番号を表示するほか、使用上の注意事項を明記しなければならない。

- 2 前項の登録番号の表示及び使用上の注意事項を明記したものを本会に提出するものとする。
- 3 第1項における表示等については次の内容を記載すること

- (1) 協会のマーク
- (2) 協会が付与する登録番号
- (3) 「業務用」の表示
- (4) 製品名
- (5) 種別
- (6) 使用方法及び注意事項
- (7) 販売業者の名称

(報告)

第11条 会長は必要があると認めるときは、本規程に基づいて登録を行った者に対して、製品別生産量及び販売量などの報告を求めることができる。

(登録の取消し)

第12条 第4条第3項の登録についての条件及び第10条に定める表示等を怠り、又は表示等とその内容が異なっていた場合は登録を取消することができる。

- 2 登録したペイト工法のうち、使用することが不適當又は好ましくないと認められる事情が生じた場合は、登録の取消しをする日の1カ月以前に、本会は登録を受けた者に対し取消しの予告をしなければならない。
- 3 前項の登録取消しによる登録料の返還は、登録の日から3年間について取消しをした日の属する月の翌月から残余の期間を算出して返還するものとする。

附 則 (平成12年7月14日第3回理事会決議)

- 1 この規程は、平成12年7月14日から施行する。

附 則 (平成15年7月10日第4回理事会決議)

- 1 この規程の一部改正は、平成15年7月10日から施行する。

附 則 (平成23年12月7日第6回理事会決議)

- 1 この規程の一部改正は、平成24年1月1日から施行する。

附 則 (平成25年4月1日委員会組織及び所管事項改正に伴う修正)

- 1 平成25年4月1日以降においては、「仕様書委員会」とあるのは、「防除技術委員会」と読み替えるものとする。

附 則 (平成27年9月17日第5回理事会承認)

この規程の一部改正は、平成27年9月17日から施行する。

- 1 第9条(登録有効期間)の登録有効期間を、「3年」から「登録経過3年後の3月31日まで」に改める。

附 則 (平成27年12月10日第6回理事会承認)

この規程の一部改正は、平成27年12月10日から施行する。

- 1 第2条(申請手続き)、第6条(登録料)、第9条(登録有効期間)における手数料の表記を別表に改める。

2 第10条（登録及び注意事項の表示）に第2項、第3項を追加する。

3 第12条（登録の取消し）に第2項、第3項を追加する。

附 則（平成28年2月4日第1回理事会決議）

この規程の一部改正は、平成28年2月4日から施行する。

1 第9条（登録有効期間）における更新手数料の非会員料金を、40,000円から45,000円に改める。

2 別表による料金は税別とし、別途消費税を加算する。

附 則（平成28年9月29日第4回理事会決議）

この規程の一部改正は、平成28年9月29日から施行する。

1 第7条（登録証の発行）に第2項を追加し、紛失した際の再交付について様式及び手数料を規定する。

シロアリ防除薬剤認定業務取扱規程 別表

種 別	金 額	
	申請料（第4条）	会 員
非会員		32,000 円
再交付手数料（第7条）	会 員	5,000 円
	非会員	6,500 円
認定料（第8条）	会 員	84,000 円
	非会員	126,000 円
登録更新手数料（第9条）	会 員	30,000 円
	非会員	45,000 円
変更手数料（第10条）	会 員	10,000 円
	非会員	15,000 円
認定証明書発行手数料（第11条）	会 員	10,000 円
	非会員	10,000 円

※別途消費税が加算されます

乾材シロアリ用駆除薬剤登録業務取扱規程 別表

種 別	金 額	
	申請料（第3条）	会 員
非会員		32,000 円
再交付手数料（第6条）	会 員	5,000 円
	非会員	6,500 円
登録料（第7条）	会 員	84,000 円
	非会員	126,000 円
登録更新手数料（第8条）	会 員	30,000 円
	非会員	45,000 円
変更手数料（第9条）	会 員	10,000 円
	非会員	15,000 円
登録証明書発行手数料（第10条）	会 員	10,000 円
	非会員	10,000 円

※別途消費税が加算されます

化学的防蟻材料及びその施工方法登録業務取扱規程 別表

種 別	金 額	
	申請料（第2条）	会 員
非会員		400,000 円
登録料（第5条）	会 員	150,000 円
	非会員	200,000 円
再交付手数料（第6条）	会 員	5,000 円
	非会員	6,500 円
登録更新手数料（第8条）	会 員	30,000 円
	非会員	45,000 円

※別途消費税が加算されます

物理的防蟻材料及びその施工方法登録業務取扱規程 別表

種 別	金 額	
	申請料（第2条）	会 員
非会員		260,000 円
登録料（第6条）	会 員	50,000 円
	非会員	70,000 円
再交付手数料（第7条）	会 員	5,000 円
	非会員	6,500 円
登録更新手数料（第9条）	会 員	30,000 円
	非会員	45,000 円

※別途消費税が加算されます

ペイト工法登録業務取扱規程 別表

種 別	金 額	
	申請料（第2条）	会 員
非会員		400,000 円
登録料（第6条）	会 員	50,000 円
	非会員	70,000 円
再交付手数料（第7条）	会 員	5,000 円
	非会員	6,500 円
登録更新手数料（第9条）	会 員	30,000 円
	非会員	45,000 円

※別途消費税が加算されます

シロアリ防除薬剤認定業務取扱規程 様式

様式1 (第4条関係)

防除薬剤認定申請書

平成 年 月 日

公益社団法人日本しろあり対策協会会長 殿

所在地

名 称

代表者

㊟

(事務上の連絡先)

所在地

名 称

部署と担当者

電話/FAX

e-mail

下記についてシロアリ防除薬剤認定業務取扱規程に基づいて申請いたしますので、
認定くださるようお願いいたします。

記

- 1 薬剤の製品名
- 2 薬剤の種別
- 3 薬剤の形状
- 4 有効成分及び溶剤の組成
- 5 使用する場合の指定濃度及び稀釈剤
- 6 使用方法
- 7 添付資料

シロアリ防除薬剤認定業務取扱規程第4条に定める書類

その他必要な資料

防除薬剤認定書

平成 年 月 日
認定番号 第 号

申請者
代表者

殿

公益社団法人日本しろあり対策協会
会 長 ⑩

（製品名）は、下記により使用する場合本会の定めた仕様書による 剤と認
める。

記

- 1 登録有効期間 自 平成 年 月 日
至 平成 年 月 日
- 2 薬剤の製品名
- 3 薬剤の形状
- 4 有効成分（共力剤を含む）の種類及び含有量
- 5 その他の成分の種類及び含有量
- 6 使用する場合の指定濃度及び希釈剤
- 7 認定条件

防除薬剤登録更新申請書

平成 年 月 日

公益社団法人日本しろあり対策協会会長 殿

所在地

名 称

代表者

㊟

（事務上の連絡先）

所在地

名 称

部署と担当者

電話/FAX

e-mail

貴協会の防除薬剤認定書による下記薬剤について、その内容に変更がありませんので、シロアリ防除薬剤認定業務取扱規程に基づいて登録更新の申請をいたします。

記

1 登録有効期間 自 平成 年 月 日
至 平成 年 月 日

2 認定番号

3 薬剤の製品名

4 薬剤の種別

5 添付資料

シロアリ防除薬剤認定業務取扱規程第9条に定める書類

その他必要な資料

防除薬剤登録変更申請書

平成 年 月 日

公益社団法人日本しろあり対策協会会長 殿

所在地

名 称

代表者

㊟

（事務上の連絡先）

所在地

名 称

部署と担当者

電話/FAX

e-mail

貴協会の防除薬剤認定書による薬剤について、下記のとおり変更したいので、シロアリ防除薬剤認定業務取扱規程に基づいて申請いたします。

記

- 1 薬剤の製品名
- 2 認定番号
- 3 薬剤の種別
- 4 変更内容 (旧)
(新)
- 5 添付資料

防除薬剤認定証明申請書

平成 年 月 日

公益社団法人日本しろあり対策協会会長 殿

所在地

名 称

代表者

㊟

（事務上の連絡先）

所在地

名 称

部署と担当者

電話/FAX

e-mail

貴協会の防除薬剤認定書による薬剤について、下記のとおり認定していることを証明くださるよう、シロアリ防除薬剤認定業務取扱規程に基づいて申請いたします。

記

- 1 登録有効期間 自 平成 年 月 日
至 平成 年 月 日
- 2 認定番号
- 3 薬剤の製品名
- 4 薬剤の種別

様式6（第7条関係）

防除薬剤認定書再交付申請書

平成 年 月 日

公益社団法人日本しろあり対策協会会長 殿

所在地

名 称

代表者

⑨

（事務上の連絡先）

所在地

名 称

部署と担当者

電話/FAX

e-mail

下記の防除薬剤認定書の再交付を申請いたします。

記

- 1 登録有効期間 自 平成 年 月 日
至 平成 年 月 日
- 2 認定番号
- 3 製品名
- 4 再交付の事由

乾材シロアリ用駆除薬剤登録業務取扱規程 様式

様式1 (第3条関係) (用紙A4)

乾材シロアリ用駆除薬剤登録申請書	
平成 年 月 日	
公益社団法人日本しろあり対策協会会長 殿	
所在地	
名 称	
代表者	㊟
(事務上の連絡先)	
所在地	
名 称	
部署と担当者	
電話/FAX	
e-mail	
下記について乾材シロアリ用駆除薬剤登録業務取扱規程に基づいて申請いたしますので、登録くださるようお願いいたします。	
記	
1 薬剤の製品名	(認定番号)
2 薬剤の形状	
3 主成分及び溶剤の組成	
4 使用する場合の指定濃度及び稀釈剤	
5 使用方法	
6 添付資料	
乾材シロアリ用駆除薬剤登録業務取扱規程第4条に定める書類 その他必要な書類	

様式2（第6条関係）

乾材シロアリ用駆除薬剤登録証

平成 年 月 日
登録番号 第 号

申請者
代表者

殿

公益社団法人日本しろあり対策協会
会 長 ㊟

（製品名）は、下記により使用する場合、本会の定めた防除法による乾材シロアリ用
駆除薬剤として登録していることを証する。

記

- 1 登録有効期間 自 平成 年 月 日
至 平成 年 月 日
- 2 薬剤の製品名
- 3 薬剤の形状
- 4 有効成分（共力剤を含む）の種類及び含有量
- 5 その他の成分の種類及び含有量
- 6 使用する場合の指定濃度及び稀釈剤
- 7 登録条件

様式3（第8条関係）

乾材シロアリ用駆除薬剤登録更新申請書

平成 年 月 日

公益社団法人日本しろあり対策協会会長 殿

所在地

名 称

代表者

㊟

（事務上の連絡先）

所在地

名 称

部署と担当者

電話/FAX

e-mail

貴協会の乾材シロアリ用駆除薬剤登録証による下記薬剤について、その内容に変更がありませんので、乾材シロアリ用駆除薬剤登録業務取扱規程に基づいて登録更新の申請をいたします。

記

1 登録有効期間 自 平成 年 月 日
至 平成 年 月 日

2 登録番号

3 薬剤の製品名

4 添付資料

乾材シロアリ用駆除薬剤登録業務取扱規程第8条に定める書類

その他必要な資料

様式4（第9条関係）

乾材シロアリ用駆除薬剤登録変更申請書

平成 年 月 日

公益社団法人日本しろあり対策協会会長 殿

所在地

名 称

代表者

㊟

（事務上の連絡先）

所在地

名 称

部署と担当者

電話/FAX

e-mail

貴協会の乾材シロアリ用駆除薬剤登録証による薬剤について、下記のとおり変更したいので、乾材シロアリ用駆除薬剤登録業務取扱規程に基づいて申請いたします。

記

- 1 薬剤の製品名
- 2 登録番号
- 3 変更項目
- 4 変更内容
- 5 添付資料

乾材シロアリ用駆除薬剤登録証明申請書

平成 年 月 日

公益社団法人日本しろあり対策協会会長 殿

所在地

名 称

代表者

㊟

（事務上の連絡先）

所在地

名 称

部署と担当者

電話/FAX

e-mail

貴協会の乾材シロアリ用駆除薬剤登録証による薬剤について、下記のとおり登録していることを証明くださるよう、乾材シロアリ用駆除薬剤登録業務取扱規程に基づいて申請いたします。

記

- 1 登録有効期間 自 平成 年 月 日
至 平成 年 月 日
- 2 登録番号
- 3 薬剤の製品名
- 4 薬剤の種別

様式6（第6条関係）

乾材シロアリ用駆除薬剤登録証再交付申請書

平成 年 月 日

公益社団法人日本しろあり対策協会会長 殿

所在地

名 称

代表者

⑨

（事務上の連絡先）

所在地

名 称

部署と担当者

電話/FAX

e-mail

下記の乾材シロアリ用駆除薬剤登録証の再交付を申請いたします。

記

- 1 登録有効期間 自 平成 年 月 日
至 平成 年 月 日
- 2 登録番号
- 3 製品名
- 4 再交付の事由

化学的防蟻材料及びその施工方法登録業務取扱規程 様式

様式1 (第2条関係)

化学的防蟻材料及びその施工方法登録申請書

平成 年 月 日

公益社団法人日本しろあり対策協会会長 殿

所在地

名 称

代表者

㊟

(事務上の連絡先)

所在地

名 称

部署と担当者

電話/FAX

e-mail

下記について化学的防蟻材料及びその施工方法登録業務取扱規程に基づいて申請いたしますので、登録くださるようお願いいたします。

記

- 1 製品名
- 2 化学的防蟻材料の組成 (防蟻、防腐剤を注入したものについては薬剤名及び注入量)
- 3 施工仕様書
- 4 使用上の注意事項 (保管を含む)
- 5 その他必要とする資料

様式2（第6条関係）

化学的防蟻材料及びその施工方法登録証

平成 年 月 日
登録番号 第 号

申請者
代表者

殿

公益社団法人日本しろあり対策協会
会 長 ⑩

（製品名）は、下記により使用する場合本会の定めた仕様書と同等の効果がある化学的防蟻材料及び施工方法として登録していることを証する。

記

- 1 製品名
- 2 登録有効期間 自 平成 年 月 日
至 平成 年 月 日
- 3 化学的防蟻材料の組成
- 4 施工仕様書
- 5 その他の事項

様式3（第8条関係）

化学的防蟻材料及びその施工方法登録更新申請書

平成 年 月 日

公益社団法人日本しろあり対策協会会長 殿

所在地

名 称

代表者

㊟

（事務上の連絡先）

所在地

名 称

部署と担当者

電話/FAX

e-mail

貴協会の化学的防蟻材料及びその施工方法登録証による下記の化学的防蟻材料及びその施工方法について、その内容に変更がありませんので、化学的防蟻材料及びその施工方法登録業務取扱規程に基づいて登録更新の申請をいたします。

記

- 1 製品名
- 2 登録年月日
- 3 登録番号
- 4 登録有効期間 自 平成 年 月 日
至 平成 年 月 日
- 5 化学的防蟻材料及びその施工方法登録証の写

様式4（第6条関係）

化学的防蟻材料及びその施工方法登録証再交付申請書

平成 年 月 日

公益社団法人日本しろあり対策協会会長 殿

所在地

名 称

代表者

⑨

（事務上の連絡先）

所在地

名 称

部署と担当者

電話/FAX

e-mail

下記の化学的防蟻材料及びその施工方法登録証の再交付を申請いたします。

記

- 1 登録有効期間 自 平成 年 月 日
至 平成 年 月 日
- 2 登録番号
- 3 製品名
- 4 再交付の事由

物理的防蟻材料及びその施工方法登録業務取扱規程 様式

様式1 (第2条関係)

物理的防蟻材料及びその施工方法登録申請書

平成 年 月 日

公益社団法人日本しろあり対策協会会長 殿

所在地

名 称

代表者

㊟

(事務上の連絡先)

所在地

名 称

部署と担当者

電話/FAX

e-mail

下記について物理的防蟻材料及びその施工方法登録業務取扱規程に基づいて申請いたしますので、登録くださるようお願いいたします。

記

- 1 製品名
- 2 性能の区分 物理的防蟻材料及びその施工方法
- 3 製品の形状
- 4 使用方法
- 5 添付資料

物理的防蟻材料及びその施工方法登録業務取扱規程第2条に定める書類

様式2（第7条関係）

物理的防蟻材料及びその施工方法登録証

平成 年 月 日
登録番号第 号

会社名

代表者

殿

公益社団法人日本しろあり対策協会
会 長 ㊟

（製品名）は、協会が認める施工マニュアルにより使用した場合は、物理的防蟻材料及びその施工方法として登録していることを証する。

記

- 1 製品名
- 2 登録有効期間 自 平成 年 月 日
至 平成 年 月 日
- 3 性能の区分 物理的防蟻材料及びその施工方法
- 4 製品の形状
- 5 使用方法
- 6 その他の事項

様式3（第9条関係）

物理的防蟻材料及びその施工方法登録更新申請書

平成 年 月 日

公益社団法人日本しろあり対策協会会長 殿

所在地

名 称

代表者

㊟

（事務上の連絡先）

所在地

名 称

部署と担当者

電話/FAX

e-mail

貴協会の物理的防蟻材料及びその施工方法登録証による下記製品について、その内容に変更がありませんので、物理的防蟻材料及びその施工方法登録業務取扱規程に基づいて登録更新の申請をいたします。

記

- 1 製品名
- 2 登録番号
- 3 登録有効期間 自 平成 年 月 日
至 平成 年 月 日
- 4 性能の区分 物理的防蟻材料及びその施工方法
- 5 製品の形状
- 6 使用方法
- 7 その他の事項

様式4（第7条関係）

物理的防蟻材料及びその施工方法登録証再交付申請書

平成 年 月 日

公益社団法人日本しろあり対策協会会長 殿

所在地

名 称

代表者

⑨

（事務上の連絡先）

所在地

名 称

部署と担当者

電話/FAX

e-mail

下記の物理的防蟻材料及びその施工方法登録証の再交付を申請いたします。

記

- 1 登録有効期間 自 平成 年 月 日
至 平成 年 月 日
- 2 登録番号
- 3 製品名
- 4 再交付の事由

ベイト工法登録業務取扱規程 様式

様式1 (第2条関係)

ベイト工法登録申請書	
	平成 年 月 日
公益社団法人日本しろあり対策協会会長 殿	
所在地	
名 称	
代表者	⑨
(事務上の連絡先)	
所在地	
名 称	
部署と担当者	
電話/FAX	
e-mail	
下記についてベイト工法登録業務取扱規程に基づいて申請いたしますので、登録くださるようお願いいたします。	
記	
1	製品名
2	ベイト工法の概要
3	添付資料
	ベイト工法登録業務取扱規程第2条に定める書類

様式2（第7条関係）

ベイト工法登録証

平成 年 月 日
登録 第 号

会社名

代表者名 殿

公益社団法人日本しろあり対策協会
会 長 ⑩

（製品名）は、当協会のベイト工法登録業務取扱規程に基づき審査の結果下記のとおり登録していることを証する。

記

- 1 製品名
- 2 登録有効期間 自 平成 年 月 日
至 平成 年 月 日
- 3 その他の事項

様式3（第9条関係）

ベイト工法登録更新申請書

平成 年 月 日

公益社団法人日本しろあり対策協会会長 殿

所在地

名 称

代表者

㊟

（事務上の連絡先）

所在地

名 称

部署と担当者

電話/FAX

e-mail

貴協会のベイト工法の登録証による下記製品について、その内容に変更がありませんので、ベイト工法登録業務取扱規程に基づいて登録更新の申請をいたします。

記

- 1 製品名
- 2 登録番号 第 号
- 3 登録有効期間 自 平成 年 月 日
至 平成 年 月 日
- 4 ベイト工法の概要

様式4（第7条関係）

ベイト工法登録証再交付申請書

平成 年 月 日

公益社団法人日本しろあり対策協会会長 殿

所在地

名 称

代表者

⑨

（事務上の連絡先）

所在地

名 称

部署と担当者

電話/FAX

e-mail

下記のベイト工法登録証の再交付を申請いたします。

記

- 1 登録有効期間 自 平成 年 月 日
至 平成 年 月 日
- 2 登録番号
- 3 製品名
- 4 再交付の事由

乾材シロアリ駆除処理用木材防蟻剤の室内防蟻効力試験方法および性能基準

1. 総 則

1.1 適用範囲

この規格は、穿孔処理等による乾材シロアリの駆除処理に用いる木材防蟻剤の室内防蟻効力試験方法および性能基準について規定する。

1.2 防蟻効力

木材防蟻剤の防蟻効力は、処理試験体の平均死虫率で表す。

2. 試 料

試験しようとする木材防蟻剤から、その品質を代表するように適当量を採取し、指定された溶媒または希釈剤を用いて指定濃度¹⁾に調整したものを試料とする。ただし、原液の濃度で試験するものは、採取された原液を試料とする。

注¹⁾ 実用に供しようとする濃度で、質量百分率で表す。

3. 供試虫

試験に供するシロアリは、アメリカカンザイシロアリ(*Incisitermes minor*(Hagen))あるいはダイコクシロアリ(*Cryptotermes domesticus* (Haviland)) とする。

4. 木材片

木材片は、正常なスギの辺材で、年輪数が10mmにつき3~5個、二方マサで、各面を平滑かつ正確にカンナ仕上げした(50(L)±0.5×(30(R)±0.35)×(30(T)±0.35)mmの直方体とし、木口面(30×30mm)の中央部に直径10mm、深さ30mmの孔を開ける。木材片は、60±2℃の恒温器中で24時間乾燥する。

5. 試験体

試験体は、処理試験体と無処理試験体の2種類とする。試験体の個数はそれぞれ5個とする。

5.1 処理試験体は、木口面に開けた孔の内面に試料を用いて表面処理したもので、試料の処理量は110±10g/m²とする²⁾。処理後2週間以上室内で風乾させた後、試験に用いる。

注²⁾ 試験体の孔当たり112±10mgとなる。

6. 試 験

処理試験体および無処理試験体の穴に、アメリカカンザイシロアリあるいはダイコクシロアリ擬職蟻(ニンフ)20頭を投入し、開口部分をステンレス金網で覆う。

この試験体を蓋付きプラスチック製飼育容器の中に置き、容器内の湿度を保つために湿らせた脱脂綿を試験体と接触しないように入れる。蓋には通気のための小孔をあけておく。飼育容器は温度28±2℃の暗所に28日間静置する。

7. 試験結果

7.1 供試虫の観察

28日経過したら試験体を飼育容器より取り出し、試験体内部に生存しているシロアリの頭数を記録する。その際、シロアリが内部に穿孔している場合があるため、試験体を細かく分割して観察する。

7.2 結果の表示

次式により死虫率を算出し、5試験体の平均死虫率を求める。

$$\text{死虫率(\%)} = \left[\frac{\text{死虫数}}{20} \right] \times 100$$

試験結果は、次のように表示する。

木材防蟻剤名		組 成	
色		比 重	
指定濃度	%(M/M)	溶媒または希釈剤名	
平均処理量	g/m ²	主要成分の処理量	g/m ²

種 別	強制摂食試験死虫率 (%)	
	最小-最大	平 均
処理試験体		
無処理試験体		

8. 性能基準

試験体において平均死虫率が95%以上であるとき、その木材防蟻剤は乾材シロアリに対する防蟻性能ありとする。ただし、無処理試験体の平均死虫率が20%を越えた場合は、試験をやり直さなければならない。

物理的防蟻材料及びその施工方法の評価基準

この基準は、シロアリの侵入を防止する目的で供される、物理的防蟻材料及びその施工方法の評価基準について規定する。

1. 定義

物理的防蟻材料及びその施工方法とは、シロアリの侵入を物理的に阻止するために供される材料又は工法を言う。

2. 適用範囲

物理的防蟻材料及びその施工方法は、現行の標準仕様書における建築物の薬剤処理に対して、部分的、あるいは全面的に置き換えることのできる性能を有するものとする。

3. 提出資料

3.1 物理的防蟻材料及びその施工方法の概要

3.1.1 対象シロアリ種

3.1.2 材料（工法）の概要

3.2 使用される材料の性状及び物理化学的ならびに力学的性質

3.3 使用される材料の耐久性

3.4 材料（工法）の防蟻室内効力試験結果

別に定める試験方法またはそれと同等の方法により、当協会の指定する試験研究機関で行われたものとする

3.5 材料（工法）を用いた施工例

3.6 材料の取扱及び施工についての注意事項

4. 取扱者

物理的防蟻材料及びその施工方法の取扱者は、しろあり防除施工士の有資格者、もしくは当協会が指定する教育カリキュラムの講習を受講した者とする。

附 則 （平成 11 年 9 月 29 日第 5 回理事会承認）

- 1 本規程は、平成 11 年 9 月 29 日から施行する。

附 則 （平成 15 年 7 月 10 日第 4 回理事会決議）

- 1 本規程の一部改正は、平成 15 年 7 月 10 日から施行する。

附 則 （平成 28 年 9 月 29 日第 4 回理事会決議）

- 1 本規程の一部改正は、平成 28 年 9 月 29 日から施行する。

物理的防蟻材料及びその施工方法の防蟻試験方法

1. 適用範囲

この規格は、金網、岩石破砕物、防蟻板などの物理的防蟻材料及びその施工方法の防蟻試験方法について規定する。

2. 試料

2.1 金網

試料は、試験しようとする金網によって作製された 10 cm×10 cm×2 cm以上の大きさを持った袋状容器の内部に、アカマツあるいはクロマツ辺材片を入れたものを用いる。

2.2 岩石破砕物等粒状物質

試料は、試験しようとする材料から、その品質を代表するように採取したものを用いる。

2.3 防蟻板

試料は、実際の施工状況を適切に模倣した状態で作製されたモデルを用いる。

2.4 その他の物理的シロアリ侵入阻止材料

その他の物理的防蟻材料及びその施工方法については、上記規定を準用する。

3. 試験方法

3.1 金網の防蟻性能

3.1.1 供試虫

試験には、イエシロアリ (*Coptotermes formosanus* SHIRAKI) およびヤマトシロアリ (*Reticulitermes speratus* (Kolbe)) の室内飼育コロニーを用いる。

3.1.2 試験方法

- (1) 試料を活発に活動しているイエシロアリおよびヤマトシロアリの室内飼育コロニー容器内に設置する。その際、シロア리를誘引するために、試料の片面あるいは両面に誘引材を密着させて設置してもよい。試験には2個以上のコロニーを設定し、合計3個以上の試料を用いる。
- (2) 2週間後に試料を観察し、表面に蟻土の付着あるいは蟻道の構築が観察されない場合は、設置場所を変更する。
- (3) 試験期間は、イエシロアリの場合は4月から10月までの期間を最低3ヶ月以上含む6ヶ月間、ヤマトシロアリの場合は同上の期間内の3ヶ月間とする。
- (4) 試験期間終了後、試料を取り出し、外部の蟻土および蟻道の付着状況を記録するとともに、内部へのシロアリの侵入の有無を観察する。また、蟻土等の付着による金網の劣化に関しても詳しく調査を行う。

3.1.3 結果の表示

試験結果は、試料表面の蟻土および蟻道の付着状況を写真等で明示するとともに、侵入の有無、金網の劣化状況について個々の試料について記す。

3.2 岩石破砕物等粒状物質の防蟻性能

3.2.1 供試虫

試験には、イエシロアリ (*Coptotermes formosanus* SHIRAKI) およびヤマトシロアリ (*Reticulitermes speratus* (Kolbe)) を用いる。

3.2.2 試験方法

- (1) 試験容器は内径約1.5 cm、長さ15 cmのガラス管とする。

- (2) 試験容器の下部より順に、短冊状に切った段ボール紙を入れた5 cmのシロアリ保持層、2 cmの7%寒天層、5 cmの試料層、2 cmの7%寒天層および1 cmのクロマツあるいはアカマツ碎片層を設定し、最下部のシロアリ保持層に100頭の職蟻および10頭の兵蟻を投入する。対照としては20メッシュのふるいを通過した砂壤土を用いる。
- (3) 試験容器を 28 ± 2 °C、相対湿度70%以上の恒温室に3週間静置する。
- (4) 試験の繰り返し数は3とする。
- (5) 3週間後、各試験容器ごとに試料層へのシロアリの穿孔長を測定する。

3.2.3 結果の表示

試験結果は、試料層への穿孔長をそれぞれの容器について記す。また、対照区については、5 cmの砂壤土を貫通するのに要した日数をあわせて記す。

3.3 防蟻板の防蟻性能

3.3.1 供試虫

試験には、イエシロアリ (*Coptotermes formosanus* SHIRAKI) およびヤマトシロアリ (*Reticulitermes speratus* (Kolbe)) 室内飼育コロニーを用いる。

3.3.2 試験方法

- (1) 試験は、上部に餌木としてのクロマツあるいはアカマツ辺材片を置いた試料を、イエシロアリおよびヤマトシロアリ室内飼育コロニーに設置することによって行う。
- (2) 設置した試料全体を蓋付きの遮光容器で覆う。対照としては、防蟻板を使用していないモデルを用いる。試験には2個以上のコロニーを設定し、合計3個以上の試験容器を用いる。1週間毎に遮光容器の蓋を取って、防蟻板部分へのシロアリの到達度を観察し、2週間後に防蟻板下部へのシロアリの到達がない場合は、試験容器の設置場所を変更する。
- (3) 試験期間は、イエシロアリの場合は4月から10月までの期間を最低3ヶ月以上含む6ヶ月間、ヤマトシロアリの場合は同上の期間内の3ヶ月間とする。
- (4) 試験期間終了後、遮光容器を取り外し、個々の試料に関して蟻土や蟻道の付着を写真等で詳しく記録するとともに、防蟻板の劣化状況についても観察する。

3.3.3 結果の表示

試験結果は、餌木へのシロアリの到達の有無についてそれぞれの試料について記す。また、対照区については、餌木に到達するのに要した週数をあわせて記す。

3.4 その他の物理的シロアリ侵入阻止材料

その他の物理的シロアリ侵入阻止材料については、上記試験方法を準用する。

4. 性能基準

4.1 金網

それぞれのシロアリ種について、試験期間終了後にすべての試料の内部への侵入が観測されなかった場合、試料はそれぞれの種に対して防蟻性能を有すると判定する。

4.2 岩石破砕物等粒状物質

それぞれのシロアリ種について、試験期間終了後にすべての試料について穿孔距離が1 cm未満の場合、試料はそれぞれの種に対して防蟻性能を有すると判定する。なお、対照として用いた砂壤土は、試験開始後3日以内に貫通されなければならない。

4.3 防蟻板

それぞれのシロアリ種について、試験期間終了後にすべての試料が突破されなかった場合、試料はそれぞれの種に対して防蟻性能を有すると判定する。

なお、防蟻板を用いなかった対照区においては、2週間以内に餌木への食害が観察されなければならない。

4.4 その他の物理的シロアリ侵入阻止材料

それぞれのシロアリ種について、準用した試験方法に定められた性能基準を満たしていた場合、試料は防蟻性能を有すると判定する。

附 則 （平成 11 年 9 月 29 日第 5 回理事会承認）

- 1 本規程は、平成 11 年 9 月 29 日から施行する。

附 則 （平成 15 年 7 月 10 日第 4 回理事会決議）

- 1 本規程の一部改正は、平成 15 年 7 月 10 日から施行する。

附 則 （平成 28 年 9 月 29 日第 4 回理事会決議）

- 1 本規程の一部改正は、平成 28 年 9 月 29 日から施行する。

ベイト工法評価基準

1. 定義

ベイト工法とは、毒餌（ベイト）を環境拡散の恐れのない回収可能な容器に入れてシロアリのコロニーを衰退させ或いは根絶する防除工法をいう。

2. 目的

ベイト工法は、コロニーを衰退させ或いは根絶し、建築物等に被害を与えないようにすることを目的とする。

3. 提出資料

3.1 ベイト工法の概要

3.1.1 対象シロアリ種

3.1.2 工法の概要

3.2 ベイト剤の物理化学的性質

3.2.1 ベイト剤の組成

3.2.2 ベイト剤の分析証明

3.2.3 ベイト剤の構造、ならびに各要素（ケース、薬剤基質等）の物理化学的性質（環境中安定性）、回収性および再利用性

3.3 有効成分の物理化学的性質

3.3.1 有効成分の物理化学的性質

3.3.2 有効成分の分析証明

3.4 有効成分の毒性

3.4.1 急性毒性試験結果（経口、経皮、吸入）

3.4.2 亜急性毒性試験結果（経口、経皮、吸入）

3.4.3 魚毒性試験結果

3.4.4 眼刺激性試験結果

3.4.5 皮膚刺激性試験結果

3.4.6 変異原性試験結果

3.5 有効成分の殺虫作用機構

3.6 有効成分の環境内運命

3.6.1 有効成分の各種水素イオン濃度下における分解性および分解産物

3.6.2 有効成分の好気的および嫌気的土壌中における分解性

3.6.3 有効成分の土壌への吸着性および溶脱性

但し、審査の結果によっては生体内運命試験並びに薬理学的特性試験を要求することがある。

3.7 製剤の毒性：製剤とは最終商品を言う

3.7.1 急性毒性試験結果（経口、経皮、吸入）

3.7.2 亜急性毒性試験結果（経口、経皮、吸入）

3.7.3 眼刺激性試験結果

3.7.4 皮膚刺激性試験結果

但し、製剤の性状・形態によっては上記試験結果を省略することが出来る、省略するときはその理由書を添付すること。

3.8 ベイト工法の効力試験結果

3.8.1 室内試験結果（強制摂食試験、選択摂食試験）

3.8.2 野外試験結果（シロアリの種毎に20例以上）

3.9 誤食防止方法

3.9.1 誤食防止の方法

3.9.2 誤食した場合の処置法

4.取扱者

取扱者はしろあり防除施工士の有資格者で各メーカーの教育カリキュラムに従った講習試験合格者とする。又、しろあり防除施工士の資格を有していない者は、当協会のしろあり防除基礎講習会を受講した者で各メーカーの教育カリキュラムに従った講習試験合格者とする。

附 則 （平成12年7月14日第3回理事会決議）

1 この規程は、平成12年7月14日から施行する。

附 則 （平成15年7月10日第4回理事会決議）

1 この規程の一部改正は、平成15年7月10日から施行する。

附 則 （平成23年12月7日第6回理事会決議）

1 この規程の一部改正は、平成24年1月1日から施行する。

附 則 （平成28年9月29日第4回理事会決議）

1 本規程の一部改正は、平成28年9月29日から施行する。